

三重県障害者施策推進協議会 令和7年度第1回手話施策推進部会概要

日時 令和8年2月2日(月) 10時00分～11時35分

場所 三重県合同ビル 2階 G202会議室(三重県津市栄町1丁目 891番地)

出席者 別紙のとおり

<会議の概要>

事項1 あいさつ

事項2 委員紹介

- ・委員の変更があったことから、委員の紹介があった。
- ・部会長(議長)は前回部会から引き続き、安田委員が務めることとなった。

事項3 協議事項

(1)「第3次三重県手話施策推進計画」の取組状況(令和6～7年度)について

【資料1】

主な発言

事務局 【資料1】1(1)④令和6年度の部会の意見を受けて、県民向け手話講座をみえ出前トークのテーマに追加することについて、広聴広報課及び三重県聴覚障害者支援センターと調整を試みたが、県民向け手話講座においては実施回数を管理しながら申込期間を柔軟に設定する必要があるため、テーマ毎の申込期間を設定できないみえ出前トークの中で実施することは困難であるとの結論となった。

事務局 【資料1】1(2)②現行の遠隔手話サービスの利用件数が伸び悩んでいるため、より利用しやすいサービスの提供方法を検討していく。

事務局 【資料1】2(1)②令和7年度から手話通訳者の派遣にかかる報償費を1時間あたり1,500円から2,000円に改定したが、県としてはさらに待遇改善に努めていく必要があると考えている。

委員 令和7年度に「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、三重県聴覚障害者協会や三重県聴覚障害者支援センターでは、手話まつりの開催等様々な取り組みを行った。

例えば、9月23日「手話の日」のブルーライトアップ等が考えられるが、県としては何か取組を行ったか。

事務局 イベント等の具体的に分かりやすい形の取組は新たに行っていない。県施設のブルーライトアップについては、設備の整備を伴うものなので障がい福祉課だけでは実施を決められず、大きな費用も発生する。

団体が、ブルーライトアップに準ずるような設備や装飾を持ち込んでいただけるなら、県施設の場所を提供することは可能であると思う。

また、「手話に関する施策の推進に関する法律」施行前から三重県では「三重県手話言語条例」が制定されており、条例に基づいた既存の取組で法律の趣旨に沿った事業は実施

できていると認識している。

委員 多くの人に「手話の日」を知ってもらうことが大切なので、ブルーライトアップに限らず、実施可能な方法で、手話の日に関わる取組を実施してほしい。

事務局 取組実施に向けて検討させていただく。

委員 「第3次手話施策推進計画」の取組状況と数値目標との関係性が分からない。例えば「手話通訳者の派遣件数」という数値目標があるが、これに対して数値目標の達成に向けてどう取り組まれているかが取組状況の項目からは見えてこない。

手話通訳者の派遣手当について、令和7年度に報酬単価を引き上げたため、令和8年度も連続して引き上げることを見送ったとの説明だったが、近年物価が急激に高騰している中で、民間は賃上げを続けている。社会の状況からすると、手話通訳者の報酬引き上げについて継続して手当てしていく必要があると考える。

事務局 現計画上、数値目標と取組状況がこのようになっている。次期計画策定においては、数値目標と取り組み内容の項目の関連性が分かりやすくなるよう努めたい。

手話通訳者の報酬については継続的な課題と認識し、改善に努めていきたい。

委員 数値目標の中に「聾学校における保護者向け講習会の参加者数(累計)」とあるが、保護者向け講習会はPTAの事業で希望者に対して実施しており、累計人数の中には同じ人が複数回受講している数が含まれている。

聾学校は生徒数が減少傾向で、保護者は平日の日中は働いている人が多いため、講習会に参加できる保護者の数も減少傾向である。

この状況下で数値目標を高く設定することは現状と合っていない。

もし実績を増やしたいのであれば何か手立てが必要かと思う。

委員 聾学校の生徒の数は徐々に減少しているが、県内全体で見たら手話が必要な子どもが必ずしも減っているとは認識していない。

手話講習会など保護者向けの支援等については、PTAの協力を得ながら参加しやすい方法を検討していきたい。

委員 人工内耳の子どもが増えていると感じている。子どもが「聞こえない」と判明したら相談機関がすぐに人工内耳を親に勧めているのではないかと疑問に思う。本当にそうなのかは分からないが、手話を使うという選択肢も提示してほしいと思う。

委員 手話通訳者の派遣件数を増やしていくには、登録手話通訳者数を一定増やす必要があるが、登録手話通訳者になるための講座の受講者に若い世代がほとんどおらず、言語としての手話を身につけるための試験に合格する人も少ない。

若年層の養成に向けて積極的に具体的な取り組みを行わないと、派遣件数の数値目標値だけ増やされても、達成は困難だと思う。

手話通訳士でしか対応できない、高度な専門性を求められる現場があるが、現行の県の規定では、手話通訳者も手話通訳士も同じ単価である。手話通訳士は取得するのに手話通訳者以上に時間も費用もかかる。状況に合わせた方法を考えてほしい。

委員 三重県手話施策推進計画は三重県手話言語条例に基づいて実施されてきたが、「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されたことにより、県立学校に在学していても、各市町立の学校に在学していても、横断的に同じ支援を受けられるようになることを期待している。

現在は人工内耳が普及してきており、人工内耳の調整は医療機関で行うため、難聴児支援センターとの関りが薄い子どもが増えてきている。

そのため、親が難聴児の育て方等を教えてもらう機会が減っている。

難聴児が言語を習得するには、言語によって向き、不向きがあり、耳鼻科的に音が聞こえるから必ずしも音声言語としての日本語の習得に向いているとは限らない。

子どもの音声言語の発達に遅れがあり、手話が必要だと気付くことが遅れると、親子共に習得に苦勞する。

子どもが小さいうちに、親が専門家から手話の必要性について説明を受けられることが大切。

今まではきこえない乳幼児の教育を聾学校が担ってきたが、聾学校の生徒数が減り教員数も減ってくると、聾学校が難聴児教育のセンター機能を担う余力がなくなり、子どもたちが利益を受けることができなくなってしまう。

このような中、「手話に関する施策の推進に関する法律」はきこえない子どもたちに手話を覚えさせる環境を保障するという意味での法律であると思っている。

せっかく法律ができたのだから、実際に効果のある仕組みを考えてほしい。

委員 人工内耳の普及をはじめ医療の進歩により、家庭でも学校でも手話に触れる機会が以前に比べ少なくなっているというのは現実としてあると思う。若い職員にも積極的に手話を覚えてもらえるよう環境整備していきたい。

本校(聾学校)と三重病院や難聴児支援センターをはじめ関係機関と合同で年2回会議を行っており、その中で医療、福祉の観点から本校の幼児児童生徒のほか、県内の子どもたちの学びについて助言をしてもらっている。

委員 手話施策推進部会について、手話施策推進計画の改定年度である令和8年度は2回開催で、平年は年1回の開催と聞いている。より実のあるものとするために計画改定年度以外にも年2回の開催を考えてほしい。

事務局 来年度は第3次三重県手話施策推進計画の最終年度にあたるため、年度内に次期計画を策定するために、9月から10月頃に1回、12月から1月頃に1回、計2回部会を開催する予定。平年2回の開催については検討させていただきたい。

以上